議案第1号

平 23 都市計画第 301 号 平成23年 (2011年) 7月27日

山口県都市計画審議会会長様

山口県知事 二 井 関 成

由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更について(諮問)

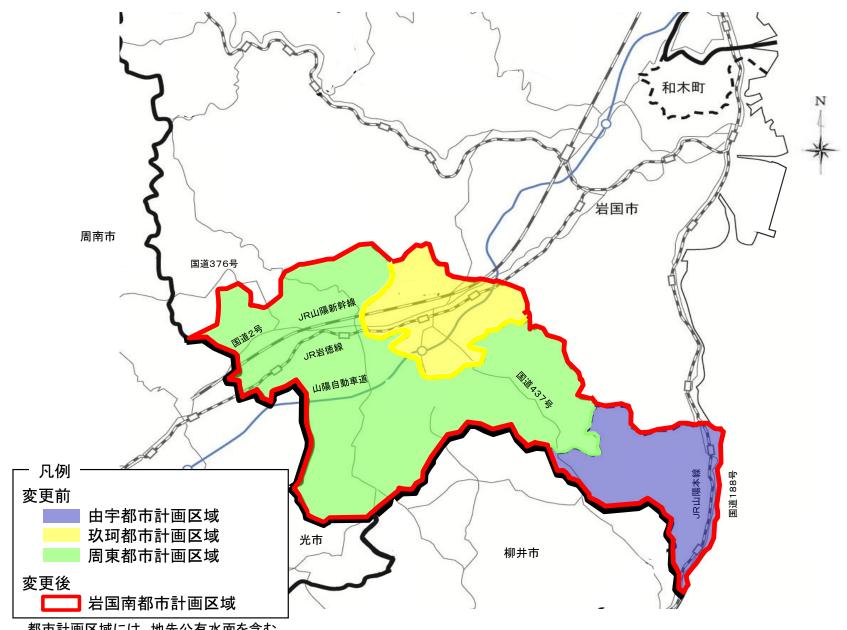
由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法(昭和43年法律第100号) 第5条第6項において準用する同条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

- 都市計画区域の名称
 岩国南都市計画区域
- 2 変更の理由

由宇都市計画区域(昭和50年指定)、玖珂都市計画区域(昭和50年指定)及び周東都市計画区域(昭和52年指定)は、市町村合併により同一の行政区域内になっており、また、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。

このため、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域を一の都市計画区域とし、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。



都市計画区域には、地先公有水面を含む。